

那覇市公報

号外第 6 9 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市行政財産使用料条例及び那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（管財課）…………… 935
- 那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（こども政策課）…… 937
- 那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例（こども政策課）…… 938
- 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（国保・後期高齢医療課）
…………… 939
- 那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（建設企画課）…………… 941
- 那覇市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）
…………… 943
- 那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例（子育て応援課）…… 947
- 那覇市老人憩の家条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…… 952

規 則

- 那覇市福祉のまちづくり条例施行規則（福祉政策課）…………… 955
- 那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）
…………… 966
- 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 968
- 那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（国保・後期高齢医療課）
…………… 970
- 那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則（子育て応援課）
…………… 973

- 那覇市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（ちゃーがんじゅう課）…………… 981
- 那覇市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則（ちゃーがんじゅう課）…………… 989

訓 令

- 那覇市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令（経営企画室）…………… 996

条 例

那覇市条例第39号

平成20年12月26日

那覇市行政財産使用料条例及び那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市行政財産使用料条例及び那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減免) 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用料を減免することができる。 (1)～(4) [略]	(減免) 第4条 [略] (1)～(4) [略] <u>(5) 行政財産の使用許可を受けた者(公共団体及び公共的団体を除く。)</u> <u>が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用すると認められるとき。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(1971年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(行政財産の無償貸付又は減額貸付)</u> 第5条 行政財産は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第1号及び第4号の規定により貸し付ける場合で、<u>貸付けを受けた者が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用すると認められるときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</u>
第5条～第7条 [略]	第6条～第8条 [略]
備考	
1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	
2 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市条例第40号

平成20年12月26日

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
那覇市めもと橋保育所	[略]
那覇市当蔵保育所	那覇市首里当蔵町1丁目28番地
那覇市松川保育所	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
那覇市めもと橋保育所	[略]
那覇市松川保育所	[略]
[略]	

那覇市条例第41号

平成20年12月26日

那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立幼稚園保育料等条例の一部を改正する条例

那覇市立幼稚園保育料等条例(昭和47年那覇市条例第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(還付) 第5条 第4条第1項ただし書の規定により前納した者が、第3条第3項第2号(同条第4項において準用する場合を含む。)又は前条の規定に該当し、保育料及び預かり保育料が過納になる場合には、過納になった額を還付する。	(還付) 第5条 第3条第1項ただし書の規定により前納した者が、第2条第3項第2号(同条第4項において準用する場合を含む。)又は前条の規定に該当し、保育料及び預かり保育料が過納になる場合には、過納になった額を還付する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第42号

平成20年12月26日

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として35万円を支給する。 2 [略]	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として35万円を支給する。 <u>ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u> 2 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 改正後の那覇市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金から適用する。

那覇市条例第43号

平成20年12月26日

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(第3種住宅の廃止による他の市営住宅への入居の際の入居資格及び家賃の特例)</u> <u>第56条の2 第3種住宅の用途の廃止により当該第3種住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</u> <u>第56条の3 市長は、第3種住宅の用途の廃止による第3種住宅の除却に伴い当該第3種住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の第3種住宅の最終の家賃を超えることになり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項、第33条第1項、第45条、第46条及び第48条の規定にかかわらず、政令第11条の規定の例により当該入居者の家賃を減額する。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第44号

平成20年12月26日

那覇市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

那覇市老人福祉センター条例(平成17年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項の規定に基づき、老人福祉センターを設置する。 (事業) 第3条 老人福祉センターは、次に掲げる事業を行う。 (1) [略] (2) <u>機能回復訓練の実施</u>に関すること。 (3)～(5) [略] (利用時間及び休館日) 第4条 老人福祉センターの利用時間は、<u>午前9時から午後4時まで</u>とする。ただし、<u>第13条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 [略] (利用できる者) 第5条 老人福祉センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) [略]	(設置) 第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第5項の規定に基づき<u>老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与するとともに、市民の福祉の向上、健康の保持増進及び地域住民の交流の場として提供するため</u>、老人福祉センターを設置する。 (事業) 第3条 [略] (1) [略] (2) <u>介護予防事業</u>に関すること。 (3)～(5) [略] (利用時間及び休館日) 第4条 老人福祉センターの利用時間は、<u>午前10時から午後10時まで</u>とする。ただし、<u>第15条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 [略] (利用できる者) 第5条 老人福祉センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、午後5時以後については、団体による利用に限る。</u> (1) [略] (2) <u>前号に規定する者が半数以上で構成されている団体及び老人クラブ</u> (3) <u>市民の福祉向上及び健康の保持増進に資する団体</u> (4) [略]

第12条～第17条 〔略〕	2 前項の場合において、第1号及び第2号に掲げる者は、第3号及び第4号に掲げる者に優先して利用できるものとする。 (利用料金) 第12条 利用料金(老人福祉センターの利用に係る料金をいう。以下同じ。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 利用者は、利用料金を、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免) 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金(入浴料は除く。)の全部又は一部を免除することができる。 (1) 第5条第1項第1号及び第2号に規定する者が午前10時から午後5時までの間において利用する場合 (2) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合 (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 第14条～第19条 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表(第12条関係)

老人福祉センターの利用料金

名称	種別	利用料金	
		室料	冷房料
那覇市末吉 老人福祉センター	機能回復訓練室	300円	100円
	和室	300円	100円
	娯楽室	300円	100円
	教養室	300円	100円
	集会室	610円	200円
	多目的ホール	710円	200円
那覇市壺川 老人福祉センター	機能回復訓練室	990円	200円
	大広間	1,490円	300円
	教養室	300円	100円
	会議室	300円	100円
	娯楽室	300円	100円
那覇市小禄 老人福祉センター	機能回復訓練室	350円	100円
	集会室	1,200円	300円
	娯楽室	310円	100円
	教養室	300円	100円
	図書室	300円	100円
那覇市識名 老人福祉センター	大広間	720円	200円
	機能回復訓練室	300円	100円
	教養室	300円	100円
	図書室	300円	100円
	娯楽室	300円	100円
老人福祉センター 共通	浴室	入浴料	
		100円	

備考

- 1 利用料金は、1時間あたりとする。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

那覇市条例第45号

平成20年12月26日

那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例

那覇市児童館及び児童遊園条例(平成17年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、<u>児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため</u>、児童館及び児童遊園を設置する。 (利用時間及び休館日) 第4条 児童館の利用時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、<u>市長又は第13条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>は、<u>必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。</u> 2 [略] (利用できる者) 第5条 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) [略]	(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき<u>児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、市民の福祉の向上及び地域住民の交流の活動拠点として提供するため</u>、児童館及び児童遊園を設置する。 (利用時間及び休館日) 第4条 児童館の利用時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、<u>別表に掲げる施設にあっては午前10時から午後10時までとする。</u> 2 <u>市長又は第16条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>は、<u>必要があると認めるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。</u> 3 [略] (利用できる者) 第5条 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。<u>この場合において、第1号に掲げる者は、第2号及び第3号に掲げる者に優先して利用できるものとする。</u> (1) [略] (2) <u>母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体</u> (3) [略] (使用料) 第13条 <u>利用者は、市長の許可を受けてい</u>

る場合(別表に掲げる施設に係るものに限る。)においては、同表に掲げるその利用に係る料金(以下「使用料」という。)を、市長が定める日までに支払わなければならない。

- 2 既に支払われた使用料は、還付しない。
ただし、施設を利用することができないことについて、利用者の責めに帰することができないと市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第14条 指定管理者は、前条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 利用者は、指定管理者の許可を受けている場合(別表に掲げる施設に係るものに限る。)においては、前項に規定する利用料金を、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(減免)

第15条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料又は利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 第5条第2号に規定する者が、午前10時から午後6時までの間において利用する場合
(2) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
(3) その他市長又は指定管理者が特別な理由があると認める場合

第13条～第17条 [略]

第16条～第20条 [略]

[別表 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表(第4条、第13条関係)

名称	種別	使用料	
		室料	冷房料
那覇市久場川児童館	遊戯室(1階)	150円	100円
	集会室・和室	110円	
	図書室(2階)	90円	
那覇市若狭児童館	遊戯室	130円	
	和室・映写室	50円	
	図書室	60円	
那覇市壺屋児童館	遊戯室(1階)	370円	
	集会室(2階)	220円	
	音楽室(2階)	170円	
	和室(2階)	50円	
	工作室(3階)	190円	
	図書室(3階)	110円	
	和室(4階)	210円	
那覇市小禄児童館	遊戯室・工作室	420円	
	集会室	170円	
	図書室	140円	
	和室・談話室	80円	
那覇市識名児童館	遊戯室	360円	
	工作室	160円	
	集会室	150円	
	図書室	90円	
	和室	70円	
那覇市国場児童館	遊戯室	370円	
	集会室	160円	
	図書室	140円	
	和室・談話室	110円	
那覇市大名児童館	遊戯室(1階)	550円	
	図書室(1階)	120円	
	談話室(1階)	20円	
	集会室兼工作室	160円	

備考

- 1 使用料は、1時間あたりとする。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

那覇市条例第46号

平成20年12月26日

那覇市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市老人憩の家条例の一部を改正する条例

那覇市老人憩の家条例(平成17年那覇市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための<u>場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図るため</u>、老人憩の家を設置する。 (事業) 第3条 老人憩の家は、次に掲げる事業を行う。 (1) [略] (2) [略] (利用時間及び休館日) 第4条 老人憩の家の利用時間は、<u>午前9時から午後4時まで</u>とする。ただし、<u>第13条第1項の規定により市長が指定するもの</u>(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 [略] (利用できる者) 第5条 老人憩の家を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) [略]	(設置) 第1条 老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための<u>便宜を総合的に供与するとともに、市民の福祉向上、健康の保持増進及び地域住民の交流の場として提供するため</u>、老人憩の家を設置する。 (事業) 第3条 [略] (1) [略] (2) <u>介護予防事業に関すること</u> (3) [略] (利用時間及び休館日) 第4条 老人憩の家の利用時間は、<u>午前10時から午後10時まで</u>とする。ただし、<u>第15条第1項の規定により市長が指定するもの</u>(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 [略] (利用できる者) 第5条 老人憩の家を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、午後5時以後については、団体による利用に限る。</u> (1) [略] (2) <u>前号に規定する者が半数以上で構成されている団体及び老人クラブ</u> (3) <u>市民の福祉向上及び健康の保持増進に資する団体</u> (4) [略] 2 <u>前項の場合において、第1号及び第2号に掲げる者は、第3号及び第4号に掲げる者に優先して利用できるものとする。</u>

第12条～第17条 〔略〕	(利用料金) 第12条 利用料金(老人憩の家の利用に係る料金をいう。以下同じ。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 利用者は、利用料金を、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免) 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金(入浴料は除く。)の全部又は一部を免除することができる。 (1) 第5条第1項第1号及び第2号に規定する者が午前10時から午後5時までの間において利用する場合 (2) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合 (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 第14条～第19条 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表(第12条関係)

那覇市辻憩の家の利用料金

名称	種別	利用料金	
		室料	冷房料
那覇市辻老人憩の家	会議室	300円	100円
	健康室	300円	100円
	大広間	600円	200円
	浴室	入浴料	
		100円	

備考

- 1 利用料金は、1時間あたりとする。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

規 則

那覇市規則第53号

平成20年12月26日

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則(平成12年那覇市規則第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市福祉のまちづくり条例(平成20年那覇市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活関連施設)

第2条 条例第2条第4号に規定する生活関連施設は、別表第1区分の欄に掲げる区分ごとに同表生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

(特定生活関連施設)

第3条 条例第2条第5号に規定する特定生活関連施設は、別表第1生活関連施設の欄に掲げる区分ごとに同表特定生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

(公共車両等)

第4条 条例第2条第6号に規定する公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (2) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶
- (3) 軌道法施行規則(大正12年内務・鉄道省令)第9条第1項第17号(ロ)に規定する客車

(公共的工作物)

第5条 条例第2条第7号に規定する公共的工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) バス停留所
- (3) 案内標識(道路交通法第2条第1項第15号に規定する道路標識及び生活関連施設に附帯するものを除く。)

(一部特定生活関連施設等)

第6条 条例第13条第1項に規定する一部特定生活関連施設は、別表第1生活関連施設の区分の欄に掲げる区分ごとに同表一部特定生活関連施設の欄に掲げる施設と

する。

- 2 条例第13条第1項に規定する機器、サービス等の努力基準は、別表第2のとおりとする。

（特定事業の努力基準）

第7条 条例第14条第1項に規定する特定事業の努力基準は、別表第3のとおりとする。

（福祉のまちづくり推進員の設置）

第8条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、那覇市福祉のまちづくり推進員を置くことができる。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表第1(第2条、第3条、第6条関係)

区分	生活関連施設	特定生活関連施設	一部特定生活関連施設
建築物	1 社会福祉施設 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設 (4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設 (5) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設 (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (7) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条第1項に規定する母子福祉施設 (8) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センター (9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設 (10) 障害者自立支援法(平成17年法律第	すべてのものの	すべてのものの

123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設 (11) (1)から(10)までに掲げる施設に類するもの		
2 医療施設 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所	すべてのものの	病院のみ
3 官公庁施設 国、地方公共団体及び公共的団体が設置する施設で多数の者の利用に供するもの	すべてのものの	すべてのものの
4 教育文化施設 (1) 学校等 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 イ 道路交通法第98条第1項に規定する自動車教習所 ウ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設 (2) 図書館等 ア 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設	すべてのものの	すべてのものの(学校等以外のものについては床面積の合計が500平方メートル以上のもの)

その他これらに類する施設 (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号) 第20条に規定する公民館		
5 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条 第2号に規定する集会場及び同法別表第1 に規定する公会堂	すべてのもの	床面積の合計が500平方メートル以上のもの
6 公益事業の店舗 (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定する一般ガス事業者の店舗 (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者の店舗 (3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者の店舗	すべてのもの	
7 銀行等の店舗 (1) 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)による農林中央金庫の店舗 (2) 株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)による株式会社商工組合中央金庫の店舗 (3) 日本銀行法(平成9年法律第89号)による日本銀行の支店 (4) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合及び農業協同組合連合会の店舗(同法第10条第1項第1号及び第2号に規定する事業を行うものに	すべてのもの	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

	限る。) (5) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者の店舗 (6) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合の店舗(同法第11条第1項第1号及び第2号に規定する事業を行うものに限る。) (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合の店舗 (8) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫の店舗 (9) 信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫の店舗 (10) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)による労働金庫の店舗 (11) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行の店舗 (12) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者の店舗		
8	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
9	飲食店	床面積の合計が200平方メートル以	床面積の合計が1,000平方メートル

	上のもの	以上のもの
10 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋の店舗、クリーニング取次店、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者の店舗、旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第1項に規定する旅行業を営む者の店舗、貸衣装屋、理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規定する理容所、美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第3項に規定する美容所その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計が100平方メートル以上のもの	
11 次に掲げる施設(以下「公共交通機関の施設」という。)のうち建築物であるもの (1) 軌道法施行規則第9条第1項第11号に規定する停留場 (2) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第2条に規定する漁港内の船舶離発着施設 (3) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設 (4) 空港整備法(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港 (5) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル	すべてのものの	すべてのものの
12 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物であるもの(駐車場法施行令(昭和32年政	駐車場法第12条の規定による届出	床面積の合計が1,000平方メートル

令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの(以下「機械式駐車場」という。)を除く。)	をしなればならないもの	以上のもの
13 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)の施設	床面積の合計が500平方メートル以上のもの	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
14 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するスポーツ施設	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
15 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
16 展示場	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
17 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場	床面積の合計が500平方メートル以上のもの	
18 公衆便所(他の用途の施設の附属施設であるものを除く。)	すべてのもの	
19 1から18までに掲げる施設のうち2以上の施設が複合して構成された建築物(各施設が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。)	床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

	20 共同住宅又は寄宿舍(戸数が25戸以上のものに限る。)の共用部分	共同住宅又は寄宿舍の戸数が51戸以上のもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	
	21 事務所(3に掲げるものを除く。)	床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	
	22 工場(見学コースを有するものに限る。)	床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの	
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供するものを除く。)	すべてのもの	
公園等	1 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設である児童遊園 2 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 3 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 4 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設である動物園又は植物園	すべてのもの	博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設である動物園又は植物園
公共交	公共交通機関の施設のうち建築物以外のも	すべてのもの	

通機関 の施設	の	の	
路外駐 車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場 (機械式駐車場を除く。)のうち建築物以外の もの	駐車場法第 12条の規定 による届出 をしなければ ならない もの	

別表第2(第6条関係)

一部特定生活関連施設における機器、サービス等についての努力基準

- (1) 貸し出し用車椅子を1以上設置すること。
- (2) 貸し出し用ベビーカーを1以上設置すること。
- (3) 解消可能な段差に対しては簡易スロープを設置すること(舞台上への車椅子の通路の確保等を含む。)
- (4) 自動販売機、現金自動預払機等のうち1以上は高齢者、障がい者等の扱いやすいものとする。
- (5) レジスターのうち1以上は金額表示が見えやすいものとし、そのレジ通路は高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造とすること。
- (6) 施設内に水飲み器を設置する場合は、高齢者、障がい者等の扱いやすいものとする。
- (7) 案内、受付、駐車場等において、必要な介助のための人員配置をすること。
- (8) 男子用及び女子用便所に小児用便座をそれぞれ1以上設置すること。

別表第3(第7条関係)

特定事業における努力義務

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 会場入り口における案内サービス |
| (2) 会場内の移動を助けるサービス |
| ア 車椅子の貸し出し |
| イ ベビーカーの貸し出し |
| ウ 会場内の段差の可能な限りの解消(簡易スロープの設置等) |
| エ 要請のあった場合、入り口から会場内席までの移動の介助 |
| (3) 催し物への参加を支援するサービス |
| ア 手話通訳、要約筆記 |
| イ 車椅子対応スペースの確保 |
| ウ 子どもの一時預かり |
| (4) 高齢者、障がい者等が使いやすいトイレ、水飲み場、休憩場所の確保 |

那覇市規則第54号

平成20年12月26日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び当該改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	定員
那覇市めもと橋保育所	[略]
那覇市当蔵保育所	51人
那覇市松川保育所	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	定員
那覇市めもと橋保育所	[略]
那覇市松川保育所	[略]
[略]	

那覇市規則第55号

平成20年12月26日

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則及び那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

(那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部改正)

第1条 那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(通勤手当) 第9条の2 [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 通勤のため交通機関を利用する者 日額340円 (2) [略]	(通勤手当) 第9条の2 [略] 2 [略] (1) 通勤のため交通機関を利用する者 日額374円 (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬) 第2条 [略] 2 次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより日額340円以内の額を加えたものとする。	(報酬) 第2条 [略] 2 <u>前項の規定にかかわらず、次条に規定する特定職員の報酬の額は、前項の額に市長が定めるところにより日額374円以内の額を加算した額とする。</u>
備考 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

那覇市規則第56号

平成20年12月26日

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金の支給申請) 第18条 [略] [第15号様式 別記]	(出産育児一時金の支給申請 <u>及び加算額</u>) 第18条 [略] <u>2 前項の場合において、被保険者の出産に関して健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定による産科医療の補償に関する制度(以下「産科医療補償制度」という。)を利用したことを証する書面を提示して申請したとき、又は出産をした病院、診療所、助産所その他の者を通じて当該産科医療補償制度の利用の確認ができたときは、3万円を加算する。</u> [第15号様式 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険条例施行規則の規定にかかわらず、様式については、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

[改正前 別記]

第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]

[略]

振込先口座記入欄
[略]

※ ご注意

[略]

・ 出産育児一時金の額は35万円です。

[略]	
(国保加入6カ月未満)	1 前住所地で国保 2 社保扶養 3 社保本人加入1年未満
☐ 資格確認済	

[略]		
受付番号	資格チェック	入力チェック

[改正後 別記]

第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]

[略]

振込先口座記入欄
[略]

※ ご注意

[略]

・ 出産育児一時金の額は35万円です。ただし、産科医療補償制度を利用した場合は、3万円が加算されます。

[略]	
(国保加入6カ月未満)	1 前住所地で国保 2 社保扶養 3 社保本人加入1年未満
☐ 資格確認済	
窓口での産科医療補償制度登録証又は領収証等の提示	1 あり (写しを添付) 2 なし (□制度利用の確認済)

[略]		
受付番号	資格チェック	入力チェック
支給決定額	35万円 38万円	

那覇市規則第57号

平成20年12月26日

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則(平成17年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用許可) 第2条 児童館(那覇市古波蔵児童館を除く。第4条において同じ。)を専用して利用しようとする者又は当該利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、那覇市児童館利用・変更申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その適否を審査し、利用許可を適当と認めるときは、那覇市児童館利用許可書(第2号様式)を交付するものとする。	(利用許可) 第2条 児童館を専用して利用許可を受けようとする者又は当該利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、那覇市児童館利用・変更申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)を市長又は指定管理者に提出しなければならない。 2 市長又は指定管理者は、前項の利用申請書の提出があったときは、その適否を審査し、利用許可を適当と認めるときは、那覇市児童館利用許可書(第2号様式)を交付するものとする。 (使用料の還付) 第3条 条例第13条第2項ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、那覇市児童館使用料還付申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。 (減免) 第4条 条例第15条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 条例第15条第1号に規定する場合 全額 (2) 本市が主催する行事に利用する場合 全額 (3) 本市と共催する行事に利用する場合 使用料又は利用料金の2分の1の額 (4) その他市長又は指定管理者が特別な理由があると認める場合 市長又は指定管理者が必要と認める額 2 前項に規定する減免を受けようとする

第3条 [略]

(権限の委任)

第4条 児童館の職員は、条例第6条に規定する行為を行うことができる。

(公告)

第5条 市長は、条例第13条第1項の規定により児童館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第13条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) [略]

(指定申請)

第6条 [略]

2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、那覇市児童館指定管理者指定申請書(第3号様式)とする。

3 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) [略]

(指定等)

第7条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、那覇市児童館指定管理者指定書(第4号様式)を交付する。

2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市児童館指定管理者不指定通知書(第5号様式)を交付する。

第8条～第9条 [略]

る者は、第2条の規定による利用申請書と同時に那覇市児童館使用料・利用料金減免申請書(第4号様式)を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

第5条 [略]

(権限の委任)

第6条 児童館(指定管理者により管理している児童館を除く。)の職員は、条例第6条に規定する行為を行うことができる。

(公告)

第7条 市長は、条例第16条第1項の規定により児童館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第16条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) [略]

(指定申請)

第8条 [略]

2 条例第16条第3項の規則で定める申請書は、那覇市児童館指定管理者指定申請書(第5号様式)とする。

3 条例第16条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) [略]

(指定等)

第9条 市長は、条例第16条第1項の規定による指定をするときは、那覇市児童館指定管理者指定書(第6号様式)を交付する。

2 市長は、条例第16条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市児童館指定管理者不指定通知書(第7号様式)を交付する。

第10条～第11条 [略]

[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
	[第3号様式 別記]
	[第4号様式 別記]
[第3号様式 別記]	[第5号様式 別記]
[第4号様式 別記]	[第6号様式 別記]
第5号様式(第7条関係) [略]	第7号様式(第9条関係) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。 6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 7 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第2号様式(第2条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

[略]

那覇市長 印

那覇市児童館利用許可書

[略]

[略]	
備 考	

[改正後 別記]

第2号様式(第2条関係)

年 第 号
 月 日

[略]

印

那覇市児童館利用許可書

[略]

[略]	
<u>使用料(利用料金)</u>	円
<u>許 可 条 件</u>	

[改正後 別記]

第3号様式(第3条関係)

那覇市児童館使用料還付申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者・所在地

団体名

代表者

印

連絡先・担当者

次のとおり使用料の還付を申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
利 用 施 設		
利用できなかった日時		
還付申請理由		還付申請額
		円

※ 許可書を添付してください。

※処理欄

還付額	円	内訳	既納の使用料
			円
還付する歳入科目	款 項 目 節(細節)		
上記のとおり使用料を還付してよろしいか。			
決裁日 年 月 日 課長 係長 係員			

[改正後 別記]

第4号様式(第4条関係)

那覇市児童館使用料・利用料金減免申請書

年 月 日

様

申請者・所在地

団体名

代表者

印

連絡先・担当者

次のとおり那覇市児童館使用料・利用料金の減免を申請します。

利用目的	
減免を必要とする理由	理由： ※那覇市児童館及び児童遊園条例第15条第 号を適用

(注) この申請書は、利用申請書と同時に提出してください。

※ 処理欄

使用料・利用料金	正規の額	減免額	差引納付額						
	円	円	円						
上記のとおり、減免してよろしいか。									
決裁日 年 月 日									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>課長</td> <td>係長</td> <td>係員</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				課長	係長	係員			
課長	係長	係員							

[改正前 別記]

第3号様式(第6条関係)

那覇市児童館指定管理者指定申請書

[略]

那覇市児童館及び児童遊園条例第13条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

[略]

[改正後 別記]

第5号様式(第8条関係)

那覇市児童館指定管理者指定申請書

[略]

那覇市児童館及び児童遊園条例第16条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

[略]

[改正前 別記]
第4号様式(第7条関係)

[略]

那覇市児童館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市児童館及び児童遊園条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

[略]

[改正後 別記]
第6号様式(第9条関係)

[略]

那覇市児童館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市児童館及び児童遊園条例第16条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

[略]

那覇市規則第58号

平成20年12月26日

那覇市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市老人福祉センター条例施行規則(平成17年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(利用許可)</u> <u>第3条 条例第7条第1項の規定により、老人福祉センターの利用許可を受けようとする者又は当該利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、指定管理者に那覇市老人福祉センター利用・利用変更申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、条例第5条第1項第1号に規定する者は、この限りでない。</u> <u>2 指定管理者は、前項に規定する利用申請書の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、那覇市老人福祉センター利用・利用変更許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。</u> <u>(減免)</u> <u>第4条 条例第13条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 条例第13条第1号に規定する場合 全額</u> <u>(2) 本市が主催する行事に利用する場合 全額</u> <u>(3) 本市と共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額</u> <u>(4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額</u> <u>2 前項に規定する減免を受けようとする者は、第3条の規定による利用申請書と同時に那覇市老人福祉センター利用料金減免申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、条例第5条第1項第1号に規定する者は、</u>

(公告) <u>第3条</u> 市長は、<u>条例第13条第1項</u>の規定により老人福祉センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>条例第13条第2項</u>の申請(以下「指定申請」という。)の方法 (5) [略] (指定申請) <u>第4条</u> [略] 2 <u>条例第13条第3項</u>の規則で定める申請書は、那覇市老人福祉センター指定管理者指定申請書(<u>第1号様式</u>)とする。 3 <u>条例第13条第3項</u>の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) [略] (指定等) <u>第5条</u> 市長は、<u>条例第13条第1項</u>の規定による指定をするときは、那覇市老人福祉センター指定管理者指定書(<u>第2号様式</u>)を交付する。 2 市長は、<u>条例第13条第1項</u>の規定による指定をしないときは、那覇市老人福祉センター指定管理者不指定通知書(<u>第3号様式</u>)を交付する。 <u>第6条～第7条</u> [略] [<u>第1号様式</u> 別記] [<u>第2号様式</u> 別記] <u>第3号様式</u>(<u>第5条関係</u>) [略]	<u>この限りでない。</u> (公告) <u>第5条</u> 市長は、<u>条例第15条第1項</u>の規定により老人福祉センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>条例第15条第2項</u>の申請(以下「指定申請」という。)の方法 (5) [略] (指定申請) <u>第6条</u> [略] 2 <u>条例第15条第3項</u>の規則で定める申請書は、那覇市老人福祉センター指定管理者指定申請書(<u>第4号様式</u>)とする。 3 <u>条例第15条第3項</u>の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) [略] (指定等) <u>第7条</u> 市長は、<u>条例第15条第1項</u>の規定による指定をするときは、那覇市老人福祉センター指定管理者指定書(<u>第5号様式</u>)を交付する。 2 市長は、<u>条例第15条第1項</u>の規定による指定をしないときは、那覇市老人福祉センター指定管理者不指定通知書(<u>第6号様式</u>)を交付する。 <u>第8条～第9条</u> [略] [<u>第1号様式</u> 別記] [<u>第2号様式</u> 別記] [<u>第3号様式</u> 別記] [<u>第4号様式</u> 別記] [<u>第5号様式</u> 別記] <u>第6号様式</u>(<u>第7条関係</u>) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後	

部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

第1号様式(第3条関係)

那覇市老人福祉センター 利用・利用変更 申請書

年 月 日

様

申請者 所在地
団体名
代表者
連絡先

印

次のとおり那覇市 老人福祉センターの 利用・利用変更 を申請します。

利用場所	
利用日時	
利用人数	総数 人 (60歳以上 人、60歳未満の成人 人、未成年 人)
利用目的	

[改正後 別記]

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

印

那覇市老人福祉センター 利用・利用変更 許可書

次のとおり那覇市 老人福祉センターの 利用・利用変更 を許可します。

利用場所	
利用日時	
利用人数	総数 人 (60歳以上 人、60歳未満の成人 人、未成年 人)
利用目的	

[改正後 別記]

第3号様式(第4条関係)

那覇市老人福祉センター利用料金減免申請書

年 月 日

様

申請者 所在地
団体名
代表者
連絡先

印

次のとおり那覇市 老人福祉センターの利用料金減免を申請します。

利用場所	
利用日時	
利用目的	
減免を必要とする理由	理由： ※那覇市老人福祉センター条例第13条第 号を適用

(注) この申請書は利用許可を受ける際に、利用申請書と同時に提出してください。

※ 処理欄

利用料金	正規の額	減免額	差引納付額
	円	円	円

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

那覇市老人福祉センター指定管理者指定申請書

[略]

那覇市老人福祉センター条例第13条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第6条関係)

那覇市老人福祉センター指定管理者指定申請書

[略]

那覇市老人福祉センター条例第15条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

[略]

[改正前 別記]

第2号様式(第5条関係)

[略]

那覇市老人福祉センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市老人福祉センター条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

[略]

[改正後 別記]

第5号様式(第7条関係)

[略]

那覇市老人福祉センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市老人福祉センター条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

[略]

那覇市規則第59号

平成20年12月26日

那覇市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市老人憩の家条例施行規則(平成17年那覇市規則第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(利用許可)</u> <u>第3条 条例第7条第1項の規定により、老人憩の家の利用許可を受けようとする者又は当該利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、指定管理者に那覇市老人憩の家利用・利用変更申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、条例第5条第1項第1号に規定する者は、この限りでない。</u> <u>2 指定管理者は、前項に規定する利用申請書の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、那覇市老人憩の家利用・利用変更許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。</u> <u>(減免)</u> <u>第4条 条例第13条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 条例第13条第1号に規定する場合 全額</u> <u>(2) 本市が主催する行事に利用する場合 全額</u> <u>(3) 本市と共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額</u> <u>(4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額</u> <u>2 前項に規定する減免を受けようとする者は、第3条の規定による利用申請書と同時に那覇市老人憩の家利用料金減免申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、条例第5条第1項第1号に規定する者は、この限りでない。</u>

(公告) <u>第3条</u> 市長は、<u>条例第13条第1項</u>の規定により老人憩の家の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>条例第13条第2項</u>の申請(以下「指定申請」という。)の方法 (5) [略] (指定申請) <u>第4条</u> [略] 2 <u>条例第13条第3項</u>の規則で定める申請書は、那覇市老人憩の家指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。 3 <u>条例第13条第3項</u>の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) [略] (指定等) <u>第5条</u> 市長は、<u>条例第13条第1項</u>の規定による指定をするときは、那覇市老人憩の家指定管理者指定書(<u>第2号様式</u>)を交付する。 2 市長は、<u>条例第13条第1項</u>の規定による指定をしないときは、那覇市老人憩の家指定管理者不指定通知書(<u>第3号様式</u>)を交付する。 <u>第6条～第7条</u> [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] <u>第3号様式(第5条関係)</u> [略]	(公告) <u>第5条</u> 市長は、<u>条例第15条第1項</u>の規定により老人憩の家の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>条例第15条第2項</u>の申請(以下「指定申請」という。)の方法 (5) [略] (指定申請) <u>第6条</u> [略] 2 <u>条例第15条第3項</u>の規則で定める申請書は、那覇市老人憩の家指定管理者指定申請書(<u>第4号様式</u>)とする。 3 <u>条例第15条第3項</u>の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) [略] (指定等) <u>第7条</u> 市長は、<u>条例第15条第1項</u>の規定による指定をするときは、那覇市老人憩の家指定管理者指定書(<u>第5号様式</u>)を交付する。 2 市長は、<u>条例第15条第1項</u>の規定による指定をしないときは、那覇市老人憩の家指定管理者不指定通知書(<u>第6号様式</u>)を交付する。 <u>第8条～第9条</u> [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] [第5号様式 別記] <u>第6号様式(第7条関係)</u> [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に	

改める。

3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

第1号様式(第3条関係)

那覇市老人憩の家 利用・利用変更 申請書

年 月 日

様

申請者 所在地
団体名
代表者
連絡先

印

次のとおり那覇市 老人憩の家の 利用・利用変更 を申請します。

利用場所	
利用日時	
利用人数	総数 人 (60歳以上 人、60歳未満の成人 人、未成年 人)
利用目的	

[改正後 別記]

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

所在地
団体名
代表者

様

印

那覇市老人憩の家 利用・利用変更 許可書

次のとおり那覇市 老人憩の家の 利用・利用変更 を許可します。

利用場所	
利用日時	
利用人数	総数 人 (60歳以上 人、60歳未満の成人 人、未成年 人)
利用目的	

[改正後 別記]

第3号様式(第4条関係)

那覇市老人憩の家利用料金減免申請書

年 月 日

様

申請者 所在地
団体名
代表者
連絡先

印

次のとおり那覇市 老人憩の家の利用料金減免を申請します。

利用場所	
利用日時	
利用目的	
減免を必要とする理由	理由 : ※那覇市老人憩の家条例第13条第 号を適用

(注) この申請書は利用許可を受ける際に、利用申請書と同時に提出してください。

※ 処理欄

利用料金	正規の額	減免額	差引納付額
	円	円	円

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

那覇市老人憩の家指定管理者指定申請書

[略]

那覇市老人憩の家条例第13条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

[略]

[改正後 別記]

第4号様式(第6条関係)

那覇市老人憩の家指定管理者指定申請書

[略]

那覇市老人憩の家条例第15条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

[略]

[改正前 別記]

第2号様式(第5条関係)

[略]

那覇市老人憩の家指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市老人憩の家条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

[略]

[改正後 別記]

第5号様式(第7条関係)

[略]

那覇市老人憩の家指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市老人憩の家条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

[略]

訓 令

那覇市訓令第18号

平成20年12月15日

施 行 済

那覇市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令

那覇市副市長事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 副市長の分担事務は、次のとおりとする。 (1) <u>當銘副市長</u> 総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務 (2) [略]	第2条 [略] (1) <u>仲村副市長</u> 総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務 (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
この訓令は、平成20年12月15日から施行する。